

# 第1章 計画の基本的事項

# 1 計画策定・改定の背景

環境問題は、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失、ごみの増加といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルなどが原因であり、特に地球温暖化による気候変動については、生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、1997(平成9)年4月に「佐倉市環境基本条例」(以下、「環境基本条例」といいます。)を施行しました。1998(平成10)年3月には、環境基本条例に基づき、「佐倉市環境基本計画」を策定し、同計画に基づく基本方針の実現を目指して、印旛沼の再生や谷津環境の保全、公害対策やごみ減量など市の環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。「佐倉市環境基本計画」の計画期間が2018(平成30)年度で満了したことに加え、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少社会への移行、2030アジェンダ(SDGs)<sup>※1</sup>やCOP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、新たな環境課題に対応するために、「第2次佐倉市環境基本計画(以下「本計画」といいます。)」を策定し、環境の保全等に関する取組を推進していたところです。

2020(令和2)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言、これを受け、本市は2021(令和3)年8月に「佐倉市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。その実現のために、第2次計画の期間中ではありますが、計画を改定して更に高い削減目標を掲げ施策を推進します。

## 佐倉市環境基本条例第3条(基本理念)

- 1 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が、全ての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、その環境を将来にわたって維持及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がその恵沢を享受することができるよう適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境資源の利用について世代間の格差が生じぬよう、全ての者が生活様式及び生産・消費様式の在り方を問い直し、環境資源の合理的、効果的及び循環的な利用に積極的に取り組むよう推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共存できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等の調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての者がそれぞれの役割のもとで身近な問題として考え、及び自主的かつ積極的に行動するよう推進されなければならない。

※1 2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための2030(令和12)年までの国際開発目標で、相互に密接した17のゴールと169のターゲットから構成される持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を掲げている。

# 2 計画の目的と位置づけ

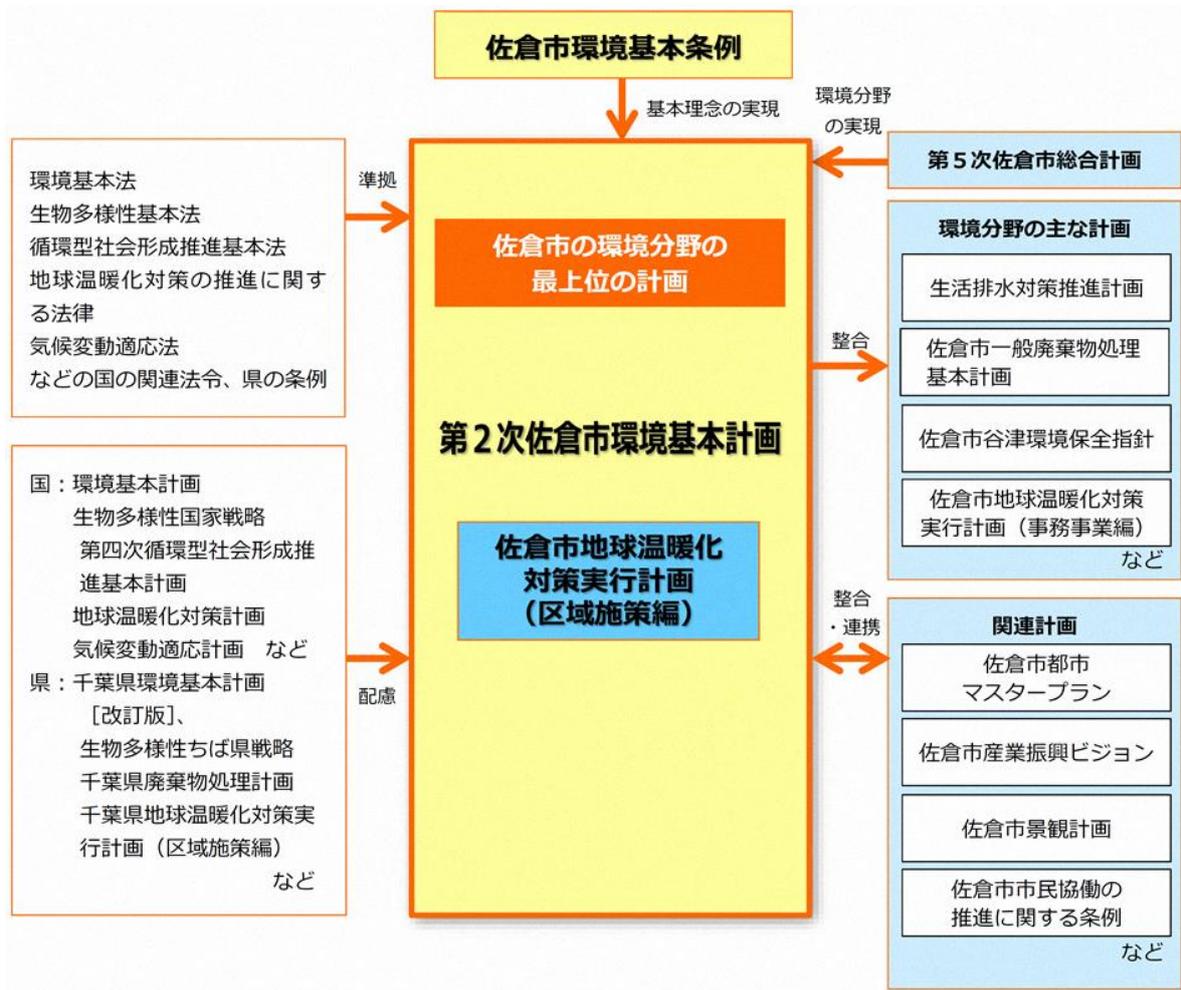
本計画は、環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「第5次佐倉市総合計画」に掲げる環境施策を実現するための計画でもあり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮しなければならないとされています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する環境に関連するその他の計画や各種事業計画などと整合を図っています。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

## 第2次佐倉市環境基本計画の位置づけ



# 3 計画の期間

本計画の期間は、中・長期的な将来を見据えながら、「第5次佐倉市総合計画」の期間との整合を図り、2020（令和2）年度から2031（令和13）年度までの12年間とします。

また、本計画の中間にあたる2025（令和7）年度をめどに、佐倉市総合計画の見直しや、国・県における法改正及び関連計画改正、本計画の施策・事業の評価結果や重点プロジェクトの進捗状況等を勘案し、計画の見直しの必要性について評価を行い、必要な場合には取組内容の見直し等を行うものとします。

その他、社会経済情勢や環境問題の変化などにより、見直しの必要が生じた場合は、適宜対応するものとします。

# 4 計画の対象範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えていくものとします。

対象分野は、①自然共生社会、②循環型社会、③安全・安心社会、④脱炭素社会、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。また、対象とする地域は佐倉市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国、県、周辺市町などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

なお、従来は環境分野のものと考えられなかった課題であっても、環境分野における取組が課題の解決に資すると考えられるものについては、本計画の対象に含めて取り組むものとします。

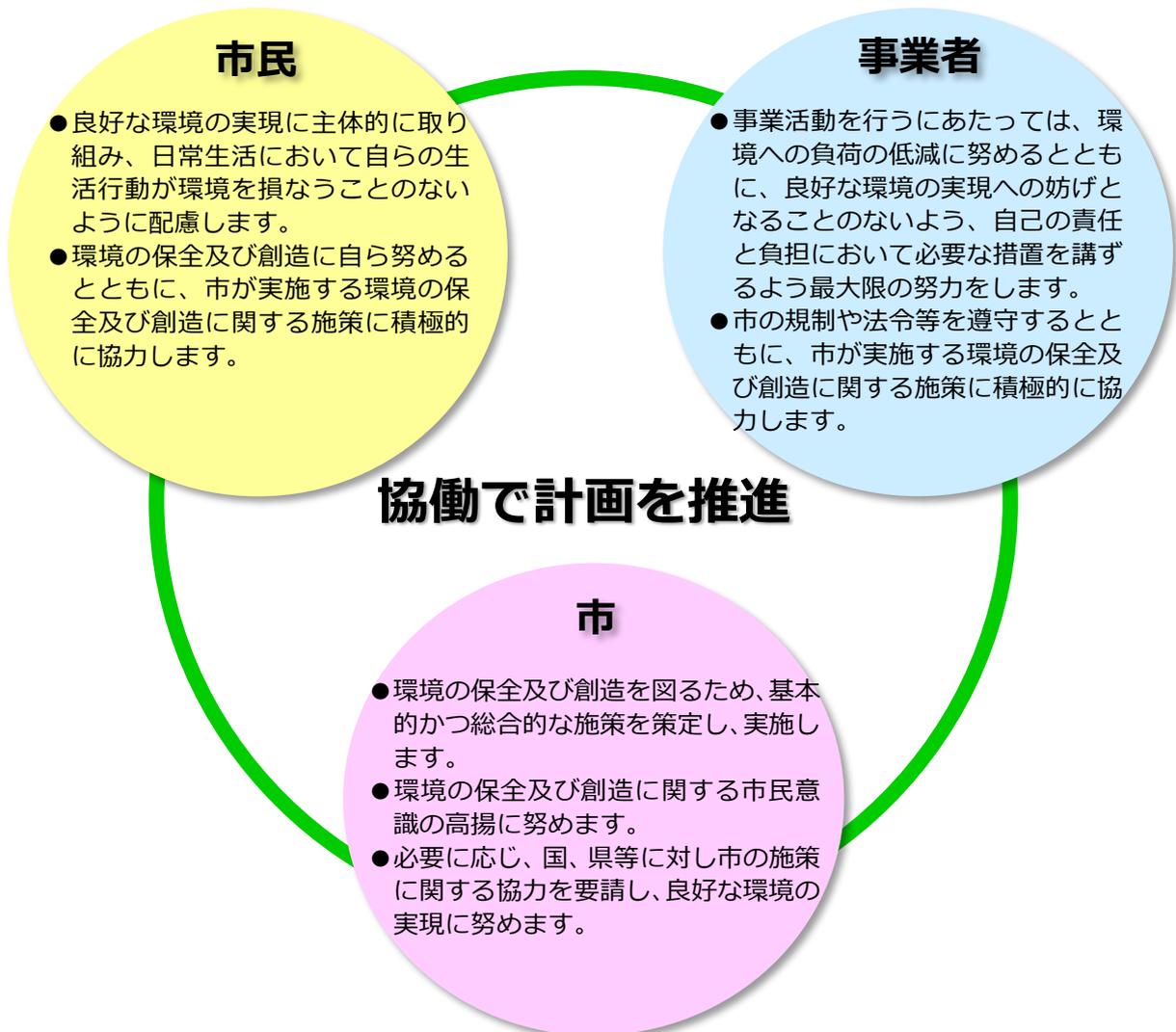
## 第2次佐倉市環境基本計画の対象範囲

対象分野	対 象 範 囲
自然共生社会	生物多様性、みどり・水辺、水循環、公園、自然景観 など
循環型社会	ごみの排出抑制・再利用・再生利用・断る（4R）、ごみの収集処理 など
安全・安心社会	公害防止、環境美化、不法投棄 など
脱炭素社会	地球温暖化対策、省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動への適応 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動、協働 など

## 5 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民<sup>※1</sup>、事業者、市<sup>※2</sup>とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

### 第2次佐倉市環境基本計画の推進主体



※1 市民には、市民団体、NPOを含む。

※2 市には、市が参加している協議会組織、公益法人等を含む。

# 6 計画の構成

本計画は、第1章から第5章までで構成し、第1章に計画の基本的な考え方、第2章に環境像と基本目標、第3章に環境施策、第4章に重点プロジェクト、第5章に計画の進行管理について示します。

また、参考資料には策定にあたっての基礎データ（社会情勢の変化、市内の環境の現状、課題と対応など）及び用語集を示します。

## 計画の構成

第1章	計画の基本的事項	計画の目的、期間、対象範囲、推進主体などの基本事項
第2章	環境像と基本目標	目標とする環境像 環境像達成のための基本目標
第3章	環境施策	目標達成のための市の施策・事業 市民の取組、事業者の取組
第4章	重点プロジェクト	SDGs の考え方のもと、分野横断的に重点的に推進する施策
第5章	計画の進行管理	計画の推進体制、計画の進行管理
参考資料	環境問題を取りまく社会情勢の変化、市内の環境の現状 環境に関する市民・事業者の意識、前計画の進捗評価 計画策定にあたっての課題と対応 など	